墨田区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例を公布する。

平成３１年３月１９日

墨田区長　　山　　本　　亨

墨田区条例第６号

墨田区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

墨田区女性福祉資金貸付条例（昭和５０年墨田区条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第４条第１０号及び第１１号中「大学」の次に「、大学院」を加える。

第５条の表修学資金の項中１３を１４とし、９から１２までを１ずつ繰り下げ、８の次に次のように加える。

９　大学院に修学する期間中　月額　１３２，０００円（博士課程にあっては、１８３，０００円）

第５条の表就学支度資金の項中「設置する大学」及び「の大学」の次に「、大学院」を加える。

第１９条第１項第２号中「大学」の次に「、大学院」を加える。

付　則

１　この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の第４条、第５条の表及び第１９条の規定は、この条例の施行の日以後に貸付けの申請があったものから適用し、同日前に貸付けの申請があったものについては、なお従前の例による。